

（案）

徳島県犯罪被害者等支援推進計画

（令和 3 年度～令和 7 年度）

令和 3 年 月

徳島県危機管理環境部
消費者くらし安全局消費者政策課

徳島県犯罪被害者等支援推進計画

目 次

I 基本的な考え方

1	計画の趣旨・目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	基本方針	1
5	推進体制	2
6	進捗管理	2

II 犯罪被害者等支援のための施策

支援体制の整備・充実

1	総合的な支援体制の確立	3
2	相談及び情報の提供等	5
3	犯罪被害者等の支援に係る人材の育成	8
4	民間支援団体の活動の促進	10
5	個人情報適切な管理	12

直接的施策の充実

1	経済的負担の軽減	13
2	保健医療サービス及び福祉サービスの提供	16
3	安全の確保	18
4	居住の安定	21
5	雇用の安定	22

県民等への理解促進

1	県民等の理解の増進	23
---	-----------	----

I 基本的な考え方

1 計画の趣旨・目的

徳島県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針を定めるとともに具体的な施策を体系的に整理し、支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、この計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、条例第9条に基づき策定するものであり、本県における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定めるものです。

3 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、毎年度、その進捗状況を検証しながら、必要に応じて見直すこととします。

4 基本方針

条例第3条の基本理念を踏まえつつ、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するために、次の基本方針を定めます。

(1) 支援体制の整備・充実

国，県，市町村，民間支援団体等が役割を互いに理解し相互に連携して支援を行える体制を構築します。

(2) 直接的施策の充実

犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を支援します。

(3) 県民等への理解促進

県民や事業者等が、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性を理解するとともに、再被害や二次被害についても理解を深め、共に支え合える社会の実現を目指します。

5 推進体制

計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえつつ、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する組織・団体が、それぞれに担う役割を理解し、相互に連携して推進する必要があります。

県内の犯罪被害者等支援を行う団体で構成される「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」などと連携を図りながら、支援を推進する体制を整備していきます。

6 進捗管理

本計画の進捗管理については、年度ごとに具体的施策の実施状況を取りまとめ、「徳島県犯罪被害者等支援審議会」の意見を聴取します。

その意見を踏まえ、進捗状況を点検し、施策の改善を図ります。

Ⅱ 犯罪被害者等支援のための施策

支援体制の整備・充実

1 総合的な支援体制の確立

<現状と課題>

犯罪被害者等が置かれている状況は、犯罪の種類や加害者との関係、家族構成や経済状況などにより様々であり、必要とされる支援についても多岐にわたります。

犯罪被害者等のニーズに応える支援策は数多くありますが、同時に窓口となる関係機関も多岐にわたり、必要としている支援策がどれで、どこにあるのか関係機関の間でも分かりにくいのが現状です。

こうしたことから、普段から関係する機関が相互連携する体制を整え、互いに情報交換を行うことで、犯罪被害者等が必要なときに支援を受けられる環境を整えるとともに、支援策の充実を行っていく必要があります。

<具体的施策>

○ 総合的な支援のための調整役の設置

犯罪被害者等の支援を総合的に行うため、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「支援コーディネーター」を、犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」に配置し、被害を受けた直後から被害者等の状況に応じた寄り添った支援を実施します。

○ 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会による関係団体の連携強化

県内の犯罪被害者等支援を行う団体で構成される「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」の運用により、関係団体の現状報告や情報交換、担当者による実務研修などの実施により、担当者間の関係づくりに努め、支援を行う上での連携強化に繋がります。

○ 市町村の相談体制の強化

各市町村の総合的対応窓口担当者に対し、犯罪被害者等支援施策に関する定期的な情報提供を行うとともに、相互連携を推進していくための情報交換会や担当

職員への研修会を実施するなど連携強化に向けた取り組みを実施します。

また、県内全体で犯罪被害者等支援を進めるため、各市町村における条例制定などの取り組みを支援します。

○ 市町村，県警察，民間支援団体との相互連携の促進

市町村の総合的対応窓口や県警察，犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」との情報交換会等を通して連携強化を行い，必要な支援を途切れることなく受けられる体制づくりを行います。

○ 重大な事案が発生した場合の緊急支援体制の整備

犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合に対応するため，「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」や関係課が連携・協力して当該事案に対応する体制づくりを行います。

○ 警察職員による指定被害者支援要員制度の活用

対象事件発生直後から犯罪被害者に付き添い必要な情報提供等を行ったり，カウンセラー，弁護士会，犯罪被害者支援団体等を紹介します。

○ 他の地方公共団体等との支援に必要な情報共有

県内で発生した犯罪等により被害者となった県外に住所地を有する方に対して，必要な支援を受けられるようにするため，当該住所地の地方公共団体や犯罪被害者等早期援助団体等と支援に必要な情報共有が行えるよう，実施方法の検討を行います。

2 相談及び情報の提供等

<現状と課題>

犯罪被害者等は、被害直後から様々な状況に遭遇し、対応していくこととなりますが、精神的にも大きなショックを受けており、そのときに必要な支援の情報を受けるため、どうしたらいいか混乱することもあります。

そうしたとき、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、適切な相談対応や情報提供等を行えるようにする必要があります。

<具体的施策>

○ 総合的対応窓口の設置

県の「総合的対応窓口」として、被害に遭われた方が早期に元の生活を取り戻すことができるよう犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」とともに被害者支援の核として関係機関との調整や必要な情報提供を行います。

○ 相談時の負担軽減

被害者等が各関係機関などで相談等を行う際に、被害について何度も話をするなどの精神的負担の軽減を図るため、被害内容など相談機関で必要な事項を記載しておくことができるほか支援に関する情報をまとめたノートを作成し、被害者等へ配布します。

○ 警察における相談体制の充実

ア 全国統一の相談専用電話「# 9 1 1 0」、「性犯罪被害相談電話」等の相談窓口の設置により、相談体制の充実を図ります。

イ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、勤務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を行います。

ウ 支援の内容や窓口などに関する情報をホームページや啓発資材等を活用した様々な方法で周知を図るほか、わかりやすく情報提供するため、「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布します。

エ 犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進します。

オ 少年サポートセンターや警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。

また、「ヤングテレホン」「いじめホットライン」等の各種相談電話の周知を図り、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。

○ 性暴力被害にかかる相談対応

性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」において、24時間365日受付の電話相談や面接相談、付添い、情報提供等の支援を行うとともに、関係機関と連携し、医療・法律相談、カウンセリング等の支援を行います。

○ 配偶者等による暴力(DV)被害にかかる相談対応

こども女性相談センターにおいて、配偶者等による暴力(DV)被害に悩む方の法律やこころの悩みについて相談に応じるとともに、保護命令制度等の情報提供、助言や警察等への同行支援を行います。

○ 児童虐待にかかる相談対応

こども女性相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を、24時間365日受け付けます。また、関係機関との連携をより強化し、適切な対応・支援を行います。

○ 学校における相談体制の充実

総合教育センターにおいて、犯罪被害を受けた児童生徒及びその保護者に対して適切な対応ができるよう、教職員に対する相談技法の研修講座の開設等必要な施策を行い、相談体制を充実します。

○ 消費生活相談にかかる対応

全国共通の消費者ホットライン「188」により、消費生活相談員が電話、面接により相談を受け、悪徳商法や不当な取引行為による消費者被害への情報提供、助言等を行います。

○ 交通事故にかかる相談対応

交通事故相談所において、交通専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行います。

○ 人権にかかる相談対応

人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」において、人権問題に対処するため弁護士及び人権擁護委員による面接や電話での相談に応じるとともに、弁護士によるインターネット上の人権侵害相談にも応じます。

また、必要な場合は適切な関係機関を紹介します。

○ 多言語相談窓口における外国人への相談対応

「とくしま国際戦略センター」に多言語相談窓口を設置し、外国人の相談に対応するとともに、必要に応じて適切な関係機関を紹介します。

3 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成

<現状と課題>

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する者が犯罪被害者等の心理や置かれている状況を理解し、再被害及び二次被害を防止するとともに、個人としての尊厳にふさわしい処遇を保障するよう十分な配慮が必要となります。

そのためには、各関係機関の支援に従事する者がその必要性、重要性について理解すること、そして実践に繋げることが必要とされます。

<具体的施策>

○ 市町村や関係機関の担当職員に対する研修会の開催

市町村や関係機関の支援に従事する担当職員を対象とした研修等を実施し、資質の向上を図ります。

○ 若手支援人材の養成

大学生などへのボランティア等の養成講習などにより、支援人材の養成を図ります。

○ 警察における職員研修の実施

採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした各種教養時に、犯罪被害者等支援の意義、再被害及び二次被害を防止するための配慮、犯罪被害者等支援団体との連携に関する教養を行います。

○ コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行います。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。

○ 児童虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

虐待を受けた子どもの保護や支援について、関係機関と連携した研修等を実施し、担当職員の資質の向上を行います。

4 民間支援団体の活動の促進

<現状と課題>

犯罪被害者等への支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか、直接的支援として警察、検察庁、裁判所、弁護士への付添いなどを行っています。

また、支援活動員の養成や県民に対して犯罪被害者支援の必要性について理解を深めてもらうための講演会の開催など犯罪被害者等支援を行う上で、不可欠な団体です。

しかし、運営にあたり専門的な知見をもった人材の採用や、財源の不安定さなど様々な困難を抱えていることから、その活動への支援に努めるとともに、活動への理解を広めるため周知を行う必要があります。

<具体的施策>

○ 民間支援団体の活動への支援

犯罪被害者等への支援を行う民間支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、支援に必要な情報の共有、助言や関係機関との連携等の活動について支援に努めます。

○ 民間支援団体の活動の周知

犯罪被害者等支援に関する講演等において、民間支援団体の周知に努めるほか、ホームページやチラシ等を活用し広く県民に周知するなどし、活動を支援します。

○ 公益社団法人徳島被害者支援センターとの連携・協力等

犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を公益社団法人徳島被害者支援センターに提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努めます。

○ コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援【再掲】

犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行います。また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。

○公益社団法人徳島被害者支援センターの支援

徳島被害者支援センターは、事件や事故、災害等に遭われた被害者やその家族等に対して、精神的ケアなど様々な支援を無償で行い、また、広報啓発活動等を通じて、社会全体で被害者の方々をサポートできる環境づくりに寄与することを目的とした公益社団法人です。

<利用可能な制度>

- ・ 電話，面談での相談及びカウンセリング
- ・ 裁判所，警察署，病院，行政窓口等への付き添い
- ・ 犯罪被害者等給付金等の申請補助
- ・ その他日常生活の回復に必要な支援

<その他>

- ・ 関係機関・団体との連携による被害者等の援助
- ・ 被害者支援の必要性等に関する広報・啓発活動
- ・ ボランティア支援員養成・研修講座

5 個人情報の適切な管理

<現状と課題>

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。こうしたことから、被害者となったことを知られたくないという方もいらっしゃいます。

また、犯罪被害者等の情報が加害者に知られることで、再被害につながるおそれもあります。

個人情報は、犯罪被害者等でなくても当然守られるべきものとなりますが、犯罪被害者等の個人情報は二次被害や再被害につながるおそれもあるため、関係行政機関、民間支援団体では、連携する上でも適切な管理を行う必要があります。

<具体的施策>

○ 公益社団法人徳島被害者支援センターとの連携・協力等【再掲】

犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を公益社団法人徳島被害者支援センターに提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努めます。

○ 犯罪被害者等に関する情報の保護

民間支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図ります。

○ 犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等

犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理します。また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を図ります。

直接的施策の充実

1 経済的負担の軽減

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けるだけでなく、入院・通院により多額の治療費がかかったり、被害により仕事が続けられなくなり、休職・退職を余儀なくされるなど、経済的に困窮する方もいます。

こうしたことから、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減する支援が求められています。

<具体的施策>

○ 犯罪被害給付制度の周知，早期裁定

犯罪被害給付制度について、ホームページやチラシ等を活用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関する権利や手続について十分な情報提供を行います。

また、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を少しでも早めるため、犯罪被害者給付金の早期裁定を目指します。

○ 公費支出制度（医療費，カウンセリング費用等）の周知

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、公費支出制度により、医療費，カウンセリング費用，ハウスクリーニングに要する費用等の一部を公費で負担します。また、制度の積極的な運用及びその周知を行います。

○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知

ア 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」に相談のあった性暴力被害者に対する緊急避妊処置料，性感染症検査費用の公費負担やカウンセリング，法律相談といった支援を行います。

イ 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊処置料等の費用を公費で負担します。

○ 「犯罪被害遺児」に対する支援

犯罪により父母等を亡くした「犯罪被害遺児」に対し、将来への夢や希望に寄り添うため、「応援金」制度を創設します。

○ 専門的知識を要する相談に対する支援

弁護士等による法律相談をはじめ専門的な知識を要する相談について、必要に応じてその相談にかかる費用を、公益社団法人徳島被害者支援センターを通じて支援します。

○ 損害賠償請求制度等に関する情報提供

損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について、周知に努めます。

○ 生活福祉資金貸付制度等の情報提供

生活福祉資金貸付制度など犯罪被害者等が実情に応じて利用できる福祉サービスや各種助成制度の情報を提供します。

○ 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる場合については、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。

○ 日本司法支援センター（法テラス）の支援

犯罪の被害にあわれた方や家族の方などが、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供します。

<利用可能な制度>

- ・ 法制度の紹介、相談機関等の案内

- ・ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで裁判所から刑事裁判への参加を許可された方を対象に、参加に関する援助を行う弁護士の費用等を国が負担する制度
- ・ 公判期日等に出席した被害者参加人に対して、国がその旅費等を支給する制度
- ・ 民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用等の立て替えを行う制度
- ・ 殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行う制度
- ・ 児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰等により人権救済を必要としており、その子どもの親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度
- ・ 配偶者等からの暴力(DV)、ストーカー、児童虐待を受けているおそれのある方に対し、法律相談を実施する制度

2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、精神的にも影響を受けることとなります。

犯罪被害者等が、安心して日常生活を営むようにするため、また、心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、適切な保健医療サービス、福祉サービスの提供が必要となります。

<具体的施策>

○ カウンセリング支援の周知・充実

県警察において、犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するとともに、カウンセリング費用の公費支出制度の適切な運用に努めます。

○ 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知 【再掲】

ア 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」に相談のあった性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用の公費負担や公認心理師、臨床心理士によるカウンセリング、法律相談を行うとともに、警察への付添い等の支援を行います。

イ 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊処置料等の費用を公費で負担します。

○ 配偶者等による暴力（DV）被害者等への対応

こども女性相談センターにおいて、配偶者等による暴力（DV）被害者等からの電話、面接による相談に応じるとともに、保護命令制度等の情報提供、助言を行います。

○ 児童虐待への対応

こども女性相談センターにおいて、保護者、児童の相談に応じるとともに、必要に応じてカウンセリングや児童の心のケアを行います。

○ 学校におけるカウンセリング体制の充実

総合教育センターにおいて、児童生徒や保護者、教職員等からの相談に対応するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣します。

3 安全の確保

<現状と課題>

性暴力、配偶者等による暴力（ＤＶ）、児童虐待、ストーカー行為などの犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安を抱くことがあり、再被害の未然防止対策により、犯罪被害者等の安全の確保と精神的な負担の軽減を図る必要があります。

また、再被害、二次被害を防止するため、犯罪被害者等の個人情報の重要性を認識し、関係者も含めた個人情報を適切に管理する必要があります。

<具体的施策>

○ 警察における再被害防止措置、保護対策の推進

ア 同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者を再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止の措置を推進します。

イ 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、最適な保護対策を推進します。

ウ 必要に応じ緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。

○ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 性暴力、配偶者等による暴力（ＤＶ）被害者、児童虐待の被害児童、ストーカー行為などの被害者等を保護し、再被害を防止するため、警察やこども女性相談センター等の関係機関が情報を共有し、連携して対応します。

イ 警察と学校等関係機関で必要に応じて相互の通報連絡を行い、加害者である児童生徒の再犯防止に努めます。

○ 一時保護の実施

配偶者等による暴力（ＤＶ）被害者や児童虐待による被害児童等について、安全確保の観点から、適切に一時保護を実施します。

○ 児童虐待の防止，早期発見・早期対応のための体制整備

ア 地域において児童虐待の早期発見，早期対応を行えるよう体制整備を推進するとともに，幼稚園，保育所，認定こども園，放課後児童クラブ等の関係機関や児童委員などに対して児童虐待の早期発見，早期対応の呼びかけを行います。

イ 児童虐待の発見に資する教養の実施，児童虐待対応マニュアルの活用等により，職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして，事案の早期発見に努めるとともに，児童の安全が疑われる事案については，警察職員が児童の安全を直接確認するなど，児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図ります。

○ 犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては，プライバシーの保護，発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ，個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

○ 犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等【再掲】

犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し，個人情報を適切に管理します。また，関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう注意喚起を行います。

○ 二次被害を防止するための関係機関での配慮

犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ，配慮に欠ける言動等により二次被害を受けることがないよう，関係機関・団体の支援従事者に支援のあり方についての理解を促します。

○徳島保護観察所の支援

保護観察は、加害者を改善更生させて再犯を防止するため、社会の中で生活させながら、国の責任において指導監督などを行っています。保護観察所では、犯罪被害者等に寄り添い支援するための活動を行っています。

<利用可能な制度>

- ・犯罪被害者等からの相談に応じ、悩みや不安等を傾聴し、その軽減や解消を図るとともに、関係機関の紹介等を行う制度
- ・加害者が保護観察になった場合、保護観察所の名称、保護観察開始日、終了予定年月日、保護観察中の処遇状況及び保護観察終了年月日等を、被害者等に通知する制度
- ・仮釈放審理中に、被害者等が仮釈放についての意見や被害に関する心情を述べるができる制度
- ・加害者が保護観察中に、被害に対する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、加害者の生活や行動に関する意見を被害者等から聴取し、加害者へ伝えることができる制度

○徳島地方検察庁の支援

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、全ての事件は検察官に送致されます。そして、検察官は、被疑者の取調べや参考人の事情聴取など必要な捜査を行い、集めた証拠を検討した上で、起訴するか不起訴にするかを決定します。また、事件を裁判所に起訴したときは、裁判に立ち会って、証人尋問をしたり、論告・求刑を行ったりして、適正な刑罰が科されるよう努めています。

検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています。

<利用可能な支援>

- ・被害者の方からの様々な相談への対応、刑事裁判の法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをする「被害者支援員」の配置
- ・被害相談や事件に関する問合せを行える「被害者ホットライン」
- ・事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報提供を行う「被害者等通知制度」
- ・一定の事件の被害者や遺族等が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができる「被害者参加制度」
- ・被害者の方の証人尋問を実施する場合の証人保護の制度（付添い、遮へい、ビデオリンク）

4 居住の安定

<現状と課題>

児童虐待，性暴力，配偶者等による暴力（DV），ストーカー行為などの犯罪被害者等は，被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安を抱くことがあり，再被害の未然防止対策により，犯罪被害者等の安全の確保と精神的な負担の軽減を図る必要があります。

また，再被害，二次被害を防止するため，犯罪被害者等の個人情報の重要性を認識し，関係者も含めた個人情報を適切に管理する必要があります。

<具体的施策>

○ 県営住宅への入居における特別の配慮等

犯罪被害者等への県営住宅の一時使用について，必要な措置を講じるとともに，住宅セーフティネット制度の周知を行います。

○ 被害直後における居住場所の確保

犯罪被害者等が住宅での居住が困難な場合等に緊急避難場所を提供する制度の適切な運用に努めます。

また，自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担を行います。

5 雇用の安定

<現状と課題>

犯罪被害者等は、治療のための入院・通院、捜査協力や裁判への出廷等による休暇や欠勤等のほか、精神的・身体的被害による仕事の能率低下などにより仕事に支障をきたす場合があります。

また、犯罪被害者等の置かれている状況について職場の理解が足りず、二次被害を受けて職場で働き続けることが困難となることもあります。

こうしたことから、職場での犯罪被害者等支援の理解の促進と雇用の安定のための支援が必要です。

<具体的施策>

○ 事業主等の理解の増進

県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の職場における二次被害の防止等を図ります。

また、国や関係機関と連携しながら、犯罪被害者等の方々が被害後も仕事を続けられるよう、「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」の普及啓発に努めます。

<犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度>

犯罪被害者等の被害回復のための休暇とは、犯罪行為により被害を受けた被害者及びその家族等に対する、被害回復のために付与される休暇です。

例えば、犯罪被害による精神的ショックや身体の不調からの回復を目的として、一定期間の休暇を付与することや、治療のための通院や警察での手続、裁判への出廷等のために利用できる休暇の付与などが考えられます。

制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において周知・啓発が行われています。

○ 求職者の就職支援

徳島県すだちくんハローワーク等において、国や関係機関と連携しながら、きめ細やかな職業相談・職業紹介に取り組みます。

県民等への理解促進

1 県民等の理解の増進

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の偏見や無理解による心ない言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材・報道などの二次被害により、精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害を受けることがあります。

犯罪被害者等がどのような状況に置かれているか、周囲はどのように接し、支えていくことができるのか、県民の理解を増進していくことが必要です。

<具体的施策>

○ 「徳島県犯罪被害者等支援条例」に関する啓発事業の実施

県民や事業者など広く条例に関する普及啓発や二次被害、再被害についての理解を深めていただくためのシンポジウムを開催します。

○ 「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施

犯罪被害者週間（１１月２５日から１２月１日まで）におけるイベント等を通じて、関係機関・団体と連携して犯罪被害者等支援の啓発を行います。

○ 犯罪被害者支援講演会の開催

犯罪被害者等の置かれている状況について、県民を対象とした理解を増進するための講演会を開催します。

○ 学校における犯罪被害者等の支援に関する教育の推進

学校において、生命の大切さに関する教育、加害者にならないための教育等を推進します。

また、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の取組を推進します。

○ 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

関係機関と連携し、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を開催します。

○ 犯罪被害者等支援の大学生の理解増進

犯罪被害者等支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等と連携し、大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進します。

○ 児童虐待防止のための広報・啓発の実施

毎年１１月の「児童虐待防止推進月間」において、街頭啓発やパネル展示、啓発行事を実施するなど、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう広報・啓発の取組を行います。

○ 二次被害についての理解の増進

二次被害防止のため、犯罪被害者等に対して周囲がどのように接し、支えていくことができるのか、県民及び事業者に対して啓発を行います。

○ インターネット上の誹謗中傷等への対応

犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷等、問題のある書き込みによって二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、速やかに削除されるよう働きかけます。

○ 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施

関係機関や犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。

○徳島地方法務局の支援

犯罪被害者とその家族の立場を考え、その人権問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。徳島地方法務局は、人権が侵害されたときの相談・救済措置や、人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動を行っています。

＜利用可能な制度＞

- ・ 人権に関する相談
- ・ 人権侵害の事実が認められた場合の救済措置
- ・ 企業等における人権研修の実施